

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	基本事項	本事業の目的や趣旨は。	電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、愛知県内の約30%、約101万世帯等が使用しているLPガスについても、その料金が高騰していることを受け、一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。
事業者用	基本事項	本事業には必ず参加しなければならないのか。	事業参加は任意ですが、本事業はLPガス業界が国等に要望して実施に至ったものです。愛知県内の一般消費者等のLPガス価格高騰の負担軽減を図るため、できる限り多くのLPガス販売事業者のご参加をお願いします。
事業者用	基本事項	業開始までの今後のスケジュールは。	事務局は一般社団法人愛知県LPガス協会が行っています。 2023年7月3, 4, 5日 販売事業者向け説明会 2023年7月14日 交付申請受付の開始（予定） 2023年9月、10月 販売事業者による値引きの実施（概算払なし） 原則、9月ガス使用分から値引き 但し、8月ガス使用分からも値引くことも可 2023年11月、12月 実績報告書の受付、完了検査、支援金支払
事業者用	値引き額について	値引き額2,000円はどのような考え方か。	国が事務連絡で、世帯への定額支援として、「2,000円程度の値引き」と示しております。また、石油情報センターの料金公表資料を基に、2023年1月～3月の家庭用LPガス小売単価（10㎡）中部地域単価（速報）平均8,786円と2022年度第一四半期（4, 5, 6月）の同単価平均8,444円の差額342円の6か月相当分（2023年4月～9月）の金額としたものです。 *世帯人数別LPガス平均使用量：10㎡（3人世帯8.9㎡、4人世帯11.3㎡）
事業者用	値引き額について	値引きは、消費税課税前か、課税後か。（値引きのイメージ）	値引きは、消費税課税前の元値から行う。値引き後に課税し、請求額を算出します。*支援金は、不課税です。 （例）値引き前：税抜き8,000円（税込8,800円）の場合 8,000円（元値）－2,000円（値引き分）＝6,000円 6,000円×1.1（消費税）＝6,600円 消費者への請求額（値引き後）：6,600円
事業者用	値引き額について	支援金は税抜き金額とのことだが、それでは消費税分は事業者の負担となるのではないか。	本支援金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあらず、課税の対象とならないもの（不課税）です。 したがって、支援金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担は、ありません。 なお、会計処理上の取扱については、公認会計士、税理士にご確認ください。
事業者用	値引き額について	支援金は税抜き金額とのことだが、顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。消費者へ値引き額を、2,200円と表示することはいいか。	システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（1/1.1）となる。
事業者用	値引き対象期間について	値引きの期間は、どのような考え方か。	値引きは、原則、令和5年（2023年）9月分のガス料金（消費税課税前）から2,000円を上限に行っていたできます。ただし、1か月で値引きが困難な場合は、8月、9月の2か月に分けていただくことも可能ですが、この場合は交付申請書にその旨を明記してください。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	値引き対象期間について	値引きは、「9月分のガス料金」からの値引きが原則ということだが、「9月分のガス料金」はどのように解釈すればいいのか。	原則、9月1日から9月30日の間に検針を実施し、ガス使用量が確定したガス料金としますが、実際のガス使用量を厳密に判断すると、10月検針分に9月のガス使用分が含まれている場合には、10月検針分を「9月分のガス料金」と解釈することも可とする。
事業者用	値引き対象期間について	2,000円の値引きが、「9月分のガス料金」からの値引きが原則ということだが、当該月の料金が2,000円に満たない場合の扱いは。	2,000円は上限であり、9月のガス料金が2,000円未満の場合やシステム上2,000円未満しか値引きができない場合は、2,000円未満の値引きも可とします。なお、9月のガス料金からの値引きが原則ですが、システム等の状況により8月、9月の2か月分からの値引きも可能とします。なお、この場合は交付申請書にその旨を明記してください。
事業者用	値引き対象期間について	値引きは、「9月分のガス料金」からの値引きが原則で、その前の月から値引くことも可とのことだが、9月分のガス料金が2,000円未満（例えば1,700円）とわかった時点では、さかのぼって値引くことはできないが、どうなるのか。	2,000円に満たない値引きでも可とする（例の場合は1,700円の値引き）。 また、あらかじめ、8月、9月の2か月で値引くことも可としますが、交付申請書に、その旨を明記してください。
事業者用	値引き対象期間について	値引きの対象は、「9月分のガス料金」からの値引きが原則ということだが、検針の時期によっては10月検針分にも9月の利用料金が含まれると思うが、9月検針分、10月検針分の2か月で値引きを行うこととしてよいか。	お見込のとおり。10月検針分には、9月と10月のガス料金が含まれるととらえることもできるため。ただし、事業実績報告が11月末までの期限となっているため、ご留意いただきたい。
事業者用	値引き対象期間について	値引き対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。	調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。
事業者用	値引きの対象について	値引きの対象者は。	液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、愛知県内でLPガスを使用する者になります。 ・体積販売で供給されている者を対象とし質量販売については対象外となります。 ・国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）は、対象外となります。 ※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設は値引きの対象となります。
事業者用	値引きの対象について	体積販売に限定し、質量販売を対象外とする理由は。	質量販売については、キャンピングカー、キッチンカーなど移動可能な設備で使用できるため使用場所を愛知県内に特定することが困難なこと、また支援対象期間における使用量の把握が困難なため対象外とします。
事業者用	値引きの対象について	愛知県内でLPガスを使用する者というのは、メーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。	愛知県内にLPガスを使用する住所（ガスメーター設置住所）が対象であり、消費者住所は、県内、県外を問いません（学生、単身赴任者など）。
事業者用	値引きの対象について	事業所が県外にある販売事業者であるが、愛知県内の一般消費者等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。	愛知県内の一般消費者等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となり、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。
事業者用	値引きの対象について	使用量が0㎡、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。	ガスメーターが閉栓中である場合は、基本料金が発生しませんので対象外です。使用量が0㎡でも、開栓中の場合は対象となります。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	値引きの対象について	使用量が少なく基本料金も少額で請求金額が2,000円未満の場合も値引き対象か。	基本料金+従量料金の合計が、2,000円未満の場合は、その金額を限度に値引きをお願いします。
事業者用	値引きの対象について	値引きをするガス料金は、基本料金、従量料金どちらからでも良いか。	お見込のとおり。なお、ガス料金以外の請求額からの値引きは認められませんので、ご注意ください。
事業者用	値引きの対象について	一つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。	2世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。
事業者用	値引きの対象について	事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。	本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。
事業者用	値引きの対象について	居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引き対象はどうなるか。	検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引き対象となるかご確認ください。
事業者用	値引きの対象について	別荘等で、たとえば8月、9月使用しない場合も対象となるか。	事業実施期間（原則として9月）の間に開栓されていれば、対象となります。
事業者用	値引きの対象について	不良債権需要家（料金滞納者）の滞納ガス料金への充当は、可能か。	事業実施期間（原則として9月）の間に開栓されていれば対象となりますが、滞納額への充当は出来ません。
事業者用	値引きの対象について	コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。	対象になります。
事業者用	値引きの対象について	登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。	今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。※詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。
事業者用	支援金交付申請について	交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。	多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象件数で構いません。対象件数が大きく異なる場合（20%程度）は、変更申請を提出願います。
事業者用	支援金交付申請について	愛知県内に営業所等が複数あるが、申請単位は、営業所等の単位でいいか。	県内に本社がある場合は、本社からの一括申請をお願いします。 ただし、システム上などの都合がある場合は、申請単位の分割も認めます。 なお、協力金（最大40,000円）については、会社単位での交付となります。
事業者用	支援金交付申請について	支援金の交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。	申請書到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としていますが、迅速に処理するよう努めます。また、支援金対象者の要件を満たしていれば、交付決定されます。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	値引きの周知、明示について	一般消費者等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。	<p>検針票や請求書、別紙などにより、少なくとも次のことを明示してください。</p> <p>①「愛知県LPガス価格高騰対策支援金」による値引きであること</p> <p>【記載例】料金の内訳欄等に「愛知県LPガス価格高騰対策支援金による値引き」、「愛知県LPガス価格高騰支援金による」、「愛知県LPガス支援金による」と明示するなど（システム上、字数制限がある場合の例）</p> <p>②値引き額【基本料金、従量料金等の合計額から値引き額を差し引いて値引きを行う場合】料金の内訳欄等に値引き額として「2,000円」と明示するなど</p>
事業者用	値引きの周知、明示について	自社独自の値引きを既に実施しており、それに愛知県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。	愛知県の支援金による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなどの対応をお願いします。
事業者用	値引きの周知、明示について	顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額（支援金額）とは異なる金額表示となるが、それでいいか。	システム上など、やむを得ない場合は、それも可とする。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（1/1.1）となる。
事業者用	値引きの周知、明示について	本支援金による値引きについて、一般消費者等(値引き対象者)への周知はどのように行ったらよいか。	<p>本事業（支援金）については、愛知県広報、県のホームページ、愛知県LPガス協会ホームページ等で周知を行います。また、支援金センター作成の「LPガス使用者向けご案内チラシ」などを使用して、周知を行ってください。また、事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。</p> <p>※LPガス販売事業者には、検針票・請求書・案内文書等への記載により、県民の皆さまに愛知県の支援金による値引きが実施されていることが分かるようにお知らせをお願いします。</p> <p>※「値引きの周知」と「値引き額の明示」を1つの書類（検針票など）で同時に実施することも可能です。</p>
事業者用	実績報告について	販売業者の事務が煩雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。	支援金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、ご協力のほどをお願いします。
事業者用	実績報告について	実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「値引き前の金額」「値引き後の金額」があるが、システム上、どちらかのみ記載しか対応できないが、どうすべきか。	「値引き前の金額」又は「値引き後の金額」どちらかの記載をお願いします。なお、値引き額の記載は、必須となります。
事業者用	実績報告について	実績報告書の提出が、膨大な事務処理のため提出期限に間に合わないが、どうしたらよいか。	提出期限までに間に合わないことが想定される場合は、提出期限前に支援金センターにご相談ください。
事業者用	抽出検査について	検針伝票等 事業者控えが残らない場合(web明細等)値引きの事実はどう確認するのか。	値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどを提出いただき、確認をさせていただきます。
事業者用	抽出検査について	システムの改修が出来ず、値引き額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。	検針伝票（値引き前）＋値引き額を明示した別紙、又は検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどで確認させていただきます。
事業者用	給付について	いつ貰えるのですか？	実績報告書兼精算払請求書を提出いただき、審査、抽出検査を行った後、速やかに支援金を支払います。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	申請について	支援金をもらうための手続き方法を教えてください。	愛知県LPガス協会ホームページにて手続方法を掲載しておりますのでご覧ください。
事業者用	申請について	申請を行わなかった場合は（忘れた場合は）どうなりますか	申請期限を過ぎても申請がない場合は、支援金への参加を辞退したものと取り扱います。
事業者用	給付について	振込み以外の方法での受給はできますか？ 現金で貰いたい 等	支援金は、交付申請書に記載された振込先口座への振り込みとなり、現金での受領はできません。
事業者用	申請について	申請書以外に準備すべき書類はありますか。	【交付申請】 (1) 通帳のオモテ面と見開きのコピー (2) 誓約事項等同意書 (3) 販売事業者登録書又は、販売事業者証の写し 【実績報告書兼精算払い請求書】 (1) 補助事業（値引き）実績一覧 【値引き実績根拠書類】 (1) 値引き実績根拠書類
事業者用	申請について	申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょう。	支援金を受け取っていただく際に、振込口座の指定について口座番号等を記載いただきますが、振込先口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。迅速で誤りのない給付を行うために、ご協力をお願いいたします。
事業者用	申請について	通帳+販売事業者登録書は1枚にまとめて印刷、提出して良いか？	まとめていただいて、結構です。
事業者用	給付について	振込みされる際は事前に連絡がくるのか。	【郵送申請】 振込前に支援金確定通知を送付いたします。通知発送後、速やかに振込の予定です。 【Web申請】 振込前に支援金確定通知を送付いたします。通知発送後、速やかに振込の予定です。
事業者用	申請不備について	申請方法に不備があった場合、どのように知らせてもらえるのか。	【郵送申請】 再申請のお願いに至った理由を電話もしくは再度ご記入頂くための申請書を郵送する予定です。 【Web申請】 メールもしくは電話で連絡いたします。
事業者用	申請不備について	不備レター等の各種郵送物を入院先の病院や別住所に住む後見人の住所に送ってもらうことはできますか？	お受取になれる方がどなたもない場合、詳しくは担当者からご説明させて頂くので折り返しご連絡差し上げてよろしいでしょうか。
事業者用	(郵送) 申請について	鉛筆やフリクションペンで書いても良いですか	鉛筆やフリクションペンは処理工程の途中で消えてしまう可能性があるためボールペンでの記入をお願いします。色は黒色をお願いします。
事業者用	(郵送) 申請について	書き間違えました。訂正方法を教えてください。(投函前)	間違えた箇所を二重線で消して欄外に書き直して頂ければ結構です。訂正印の必要はございません。
事業者用	申請について	「金融機関コード」や「支店コード」、「記号」や「番号」が分かりま	恐れ入りますが、金融機関のホームページなどで直接ご確認をお願いします。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	申請について	投函した後に「確認書類」の入れ忘れに気づいた。どうすれば良いでしょうか。	<p>【郵送申請】</p> <p>申し訳ございません、本人／口座確認書類の同封忘れによる追送・別送は承ることが出来かねます。改めて私製封筒に申請書・本人／口座確認書類全て揃えた状態で投函いただけますでしょうか。切手代や手数料はご自身の負担となります。</p> <p>【Web申請】</p> <p>改めてWebフォームに確認書類を添付いただき申請いただけますでしょうか。先の申請は不備になりますが無視していただいても構いません。</p>
事業者用	(郵送) 申請について	配達記録の残る方法で申請書を送りたいが可能か。(書留・簡易書留・特定郵便 等) また、速達で送ってもよいか。	私製封筒にてお送り頂ければ可能ですが、切手代や手数料はご自身の負担となります。
事業者用	(郵送) 申請について	投函した後に「申請書」の入れ忘れに気づいた。どうすれば良いでしょうか。	改めて私製封筒に申請書と確認書類を全て揃えた状態で投函いただけますでしょうか。切手代や手数料はご自身の負担となります。
事業者用	申請について	今どこまで進んでいますか？	申請状況をお調べいたします。(申請ステータスを確認) ご自身で進捗状況が検索できる「愛知県LPガス料金価格高騰対策支援金マイページ」がございますお待たせせずにご確認が可能ですので差し支えなければ次回からご利用ください。
事業者用	値引きについて	翌月への値引きの繰り越しは可能か。	8月利用分で2000円値引くと設定し、値引きできなかった金額を9月利用分に繰り越すことは可だが、9月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	周知について	消費者用チラシを送ってもらうことに費用はかかるのか？	かかりません。
事業者用	値引きについて	値引き月を9月と10月ではできないのか？	9月、10月の検針分も可としますが、値引き月は、8月、9月として取り扱います。
事業者用	値引きについて	消費者に先に2,000円を振り込むことはできないか？	不可となります。
事業者用	値引きについて	9月25日までの使用量を9月26日に値引きすると10月に計上されるが交付対象となるか？	9月使用分を翌月10月に値引くなり、対象となります
事業者用	申請について	抽出検査は検針票等の控えでもよいか？	システムの控えのスクリーンショットでも可です。
事業者用	申請について	値引きをした証はどのようなものか？ 売上管理台帳でもよいか	値引き額、県の支援金による値引きが確認できる控えなどの書類であれば可ですが、不明点がある場合は、個別にお尋ねください。
事業者用	参加について	QAに記載のかぎり、多くのLPガス販売事業者の参加を促す、というのは参加しなくてもよいのか？	参加は任意ですが、できるだけ多くの消費者に効果が及ぶよう、多くの供給事業者様に参加をお願いします。
事業者用	値引きについて	利用料金は9月だが検針日が10月10日の場合値引き対象となるか？	対象となります
事業者用	値引きについて	9月のみの値引きとした場合、消費者のガス料金が1,500円の時は単月で1,500円を引くのみでもよいか？(2,000円を引かなくてもよいか？)	各事業者様のシステム上の制約など、それぞれ個別の事情があるかと存じます。ご質問の値引き方法も可です。
事業者用	値引きについて	消費者ごとに、9月使用分のみから値引く、8月と9月で値引くというのは可能か？	事業者様に多くの事務負担が見込まれますが、そういった対応も可です。
事業者用	申請について	抽出検査の書類はシステム画面のハードコピーでもよいとあるが、システム画面上では「値引きの周知」がされていることは確認できないがどうすればよいか。	チラシ等を活用いただき、個別で周知されていれば可です 個人情報が入っていない、システム控えなどの周知サンプルのスクリーンショットでも可です。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	周知について	消費者用チラシを配布することは任意でよいか。	検針票等で事業者様が独自で周知する場合には、チラシの配布は任意です。
事業者用	値引きについて	病院、上下水道、競艇、競輪は対象か？ 消費者が民間企業の場合で、ガスの使用用途が公民館等の場合は値引き対象となるか。	病院（対象）、上下水道（対象外）、競艇（対象）、競輪（対象）、保健センター（対象） 建物の性格によって対象か対象外が決まる
事業者用	周知について	2か月に分けて値引く場合の周知文言はどのようになるか	8月と9月で上限2000円値引くとの表現で可です。各月の値引き額は検針票等で明示してください。
事業者用	その他	事業者の負担が多い。追加で支援策を頂けないか。	今回の支援金については、県の方針で追加での支援はございません。何卒、ご理解の上、ご参加をお願いします。
事業者用	周知について	値引き金額のみしか検針票に明示できず。周知ができない。	検針票以外の別紙などで周知いただければ結構です。
事業者用	周知について	表裏でガスと電気の検針票となっており、裏面の電気の明細に値引きの周知を記載してもよいか。	消費者等にわかるように記載されていれば可です。
事業者用	値引きについて	協力金上限は600戸だが、値引き対象数も600戸か。	600戸は協力金の算定上の上限で、値引きの対象者数に上限はございません。
事業者用	値引きについて	8月使用分、9月使用分とは9月検針分と10月検針分という理解でよいか	問題ありません。
事業者用	値引きについて	9月1日を含む利用分を9月利用分と解釈すればよいか	問題ありません。
事業者用	値引きについて	2,000円未満の対象者に対し、繰り越し値引きは可能か	8月利用分で2000円値引くと設定し、値引きできなかった金額を9月利用分に繰り越すことは可だが、9月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	実績報告について	実績一覧表は税込み表記でも問題ないか	可としますが、実績一覧表に税込みもしくは税抜きかを明記ください。ただし、支援金額は税抜金額となります。
事業者用	周知について	チラシは交付決定を待たずにお送りいただけるのか、また送付時期はいつになるか。またデータでダウンロード可能か。独自案内の規定はあるか。	交付決定通知と同タイミングで送付。交付申請の提出から交付決定までは申請状況に応じて変わってまいります。 チラシのデータは14日からダウンロード可能です。独自の案内に基準はなく、値引きの周知がされていれば結構です。
事業者用	周知について	検針票が小さく周知ができない。検針票と別で周知の紙をホチキス止めでも問題ないか。また1か月のガス料金が2,000円未満は2ヶ月にわたり値引きでよいか	どちらも問題ない。
事業者用	値引きについて	単月値引き対象者と2か月値引き対象者が混ざっていても問題ないか	問題ない。
事業者用	申請について	ネット銀行のため通帳コピーがない。また値引き不要のお客様はどのようにすればよいか。	申請書に記載の金融機関、口座番号、口座名義人等が分かる書類の写しをご提出ください。値引き不要の意思表示があるお客様は値引きをしなくても構いません。
事業者用	値引きについて	8月1日の値引きが間に合わない。9月10月でもよいか。	9月、10月検針分でも構いません。（8月使用分、9月使用分としてカウントします）
事業者用	申請について	画面のスクリーンショットは負担が大きいため、システムから吐き出されたデータで対応可能か。	抽出後、対象のお客さまのスクリーンショットをご提出いただければ結構です。
事業者用	値引きについて	既に実施している値引きと合算して値引きを行う。値引き金額の内訳が備考欄に表記されるがよいか	備考欄で、支援金の値引き額が明らかであれば、結構です。
事業者用	周知について	消費者向けチラシは絶対に配布するものか	事業者様での独自の周知があれば、チラシの配布は任意です。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	申請について	抽出検査で不備があり、交付不可となる場合もあるのか	修正の対応をお願いするなど、直ちに交付不可にはなりません。個別に対応をさせていただきます。
事業者用	申請について	値引きの周知と値引き額の明示を案内するタイミングが異なるが問題ないか、その場合値引きの周知の根拠種類は別紙を提出すればよいか	お見込みのとおり。
事業者用	申請について	県外に本社がある場合どうすればよいか。	県外の本社から一括申請も可とする。
事業者用	値引きについて	9月にマンションの入退去が発生した場合、契約番号が同一になるが良いか。同一契約番号に対し、それぞれ2,000円引きしてよいか	可とする。契約番号が同一の場合は実績根拠書類に別人であることを枝番等で明記していただければよい。
事業者用	申請について	営業所単位での申請もよいか。その場合、所在地及び代表者の記載は営業所でよいか。	可とする。法人名に営業所名を加えていただければよい。申請書等は営業所の所在地に発送する。代表者も営業所でよい。
事業者用	値引きについて	1か月で2,000円引く人と、2ヶ月にわたり1,000円ずつ引く人がいてもよいか。	可とする。
事業者用	値引きについて	QA4-12、半年に一度や一年に一度入金されるお客さまは、システム上は滞納者となるが、対象としてよいか。	開栓状態であれば可とするが、8月、9月のガス使用量の確認ができ、当該月に入金がある場合に限りま
事業者用	値引きについて	2,000円未満のお客様が2,000円の値引きでないの？と聞かれたらどうするか。	今回の支援金は、原則、上限2,000円（税抜）を9月ガス使用料金から値引く施策となっており、実際の値引金額、値引き方法については、各販売事業者の実情に応じた柔軟な対応をお願いしている。このため、ある販売店では8月、9月の使用料金から1000円ずつ引いているケースもありますが、具体的な値引きの状況については、お客様にLPガスを供給している販売店に、直接お尋ねください。
事業者用	値引きについて	2,000円未満のお客様の検針票にマイナス表記をし、繰り越し清算が可能か？	8月利用分で2000円値引くと設定し、値引きできなかった金額を9月利用分に繰り越すことは可だが、9月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	申請について	実績根拠書類をすべて提出すると負荷が多い	抽出検査で指定する消費者等の書類のみ出力いただき、提出いただければよい。ただし事業完了後の会計検査において、書類提出を求められる可能性もあるのでご注意ください。
事業者用	周知について	①値引きの周知と明示は同時でいいか。 ②消費者向けチラシを事前に配布する必要があるか、またチラシは不要ということもできるか ③QA5P（3）、居住が愛知県内で請求書の宛先が他県の場合は対象でよいか。 ④実施の控え根拠書類は、利用者様に渡したものと画面と全く同じものが必要か。 ⑤周知の際に愛知県の支援金と明記が必要か。県の支援金としてもよいか	①可とする。 ②配布は任意であり、チラシを不要と選択も可とする。 ③可とする。 ④システムで表示される台帳で、お客様ごとの値引きがされたことが確認できれば良い。例えば、該当の売上台帳（データ）とサンプル等。 ④可とする
事業者用	周知について	消費者向け案内チラシではコミュニティガス利用者には不十分の内容である。コミュニティガス利用者向けの周知は別途事業者が用意する必要があるのか	事業者様負担をお願いします。
事業者用	申請について	実績報告の抽出件数は何件を想定しているか。	愛知県が他県の動向も参考にし調整してしますので、現段階では確定していません。
事業者用	値引きについて	ガス料金が2,000円未満の場合に一括で2,000円を値引き、実績報告書には元のガス料金分（2,000円未満）を申請することは可能か。大幅値引き分は事業者が負担する	可とする

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	値引きについて	交付申請書に9月使用分のみチェックをした場合、8月の値引きはできないのか	消費者に値引き月をお知らせするために記入いただくもので、値引きは可能です。ただし、当該消費者には告知をお願いします。
事業者用	値引きについて	①交付決定に1か月かかると、8月中旬に交付決定されるため、8月の値引きはどのようにすればよいか。 ②申請のメールアドレスは個人のもので良いか。	①8月の頭に間に合うように交付するので一報ください。 ②可とする。
事業者用	申請について	実績報告書一覧のような管理番号はない。顧客名のみで管理している。	顧客ごとに独自の番号を採番ください。
事業者用	申請について	契約は別で、氏名は同じ契約の場合、別でカウントされるか	ガスの使用実態が独立していれば、1メーターあたりでカウントします。
事業者用	値引きについて	同一世帯で契約者が同じで別の契約がある場合は値引きは可能か	ガスの使用実態が独立している契約であることが分かれば可とする。
事業者用	値引きについて	ガス料金が2,000円未満の場合に8月で一括で2,000円を値引き、繰越で9月から値引くことは可能か。	事業期間内であれば可です。ただし9月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	交付金額について	協力金も非課税か。 通帳がない。	非課税です。 通帳は必ずしも必要でなく、口座番号等、確認事項が分かる書類をご用意ください。
事業者用	実績報告について	値引き実績一覧の金額は税込みでも良いか	税込みとわかる表記があれば可とする。ただし、支援金額は税抜金額となります。
事業者用	申請について	①Web申請する場合は紙の提出は不要か。 ②原則1か月での値引きのため2ヶ月で値引く場合は利用客に例外と伝えればよいか。 ③周知のタイミングはいつか ④一般消費者の中で値引く利用客と除外したい利用客を分けてよいか（例えば飲食店やコインランドリーなど） ⑤事業に参加しない事業者は存在するか ⑥学校には管理用のメーターがあるためメーター毎に値引くのか、もしくは学校単位で値引くのか ⑦不良債権の場合、開栓されていたら充当の対象か ⑧市役所への請求書はフォーマットが決まっており、複数メーターがまとまった請求書になるが、同一請求書内で2,000円×複数メーター分を値引いても問題ないか	①はい ②はい ③事前に周知もしくは当月の検針票等に記載があれば可とする。 ④事業の趣旨は多くの方の値引きをしていただきたいということをご理解ください。 ⑤参加は任意ですが、できるだけ多くの消費者に効果が及ぶよう、多くの供給事業者様に参加をお願いします。 ⑥ガスの使用実態が独立していれば、メーター単位で行っていただければ問題ない ⑦対象となる。ただし、滞納額への充当はできません。 ⑧使用実態が独立したものと、わかるようにしていただければ可とする ⑨対象外となる
事業者用	申請について	実績一覧表について、8月利用分での値引きが2,000円未満のお客様に対し、9月利用分で残額を値引くのは問題ないか	問題ない。
事業者用	その他	岐阜県の場合、同意書のレ点が入らなかったがどうか	愛知県の様式ではクリックをすれば、レ点はいれる仕様である。
事業者用	周知について	消費者向けチラシはいつ届くか	交付決定通知と同じタイミングで配布する。
事業者用	値引きについて	1消費者に2メーターあり、一方が2,000円に満たないが2つで4,000円を超える場合、合わせて4,000を値引くでよいか。	メーターごとに上限2,000円が値引きとなるため、合算して上限4,000円の値引きとはならない。

対象	カテゴリ	質問内容	回答
事業者用	値引きについて	①原則9月のガス利用料金が値引きの対象ということでよいか ②差分は翌月繰り越しをする必要があるのか ③8月で繰越で値引きは可能か	①その通り ②2か月にまたがって値引くことも可能です。事業者様の判断でお願いします。 ③8月と9月のガス利用料金が値引く場合は問題ございません。ただし9月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	値引きについて	①利用が9月の場合、検針日が10月になるがよいか ②同一住居に入退去で2名の契約が生じた場合どちらも値引くか	①問題ない。 ②管理番号が異なっていればよい。または枝番号をつけ、別契約者とわかるようにしていただければよい。ただし、新規入居者にはすでに支援金による値引きを受けていないことが確認できた場合に限りです。
事業者用	値引きについて	9月の使用が1日でもあれば対象としてよいか	可です。
事業者用	値引きについて	①締めが月の中日のため、9月利用分が2つの請求書にまたがる。どちらから値引いても問題ないか ②2,000円値引きの内訳を事業者が決めても問題ないか	①②問題ない。
事業者用	周知について	使用者用チラシは必ず活用しなければならないかチラシに原則9月と記載いただけないか	チラシは交付申請時に必要な方のみ送付する運用とし、値引き月の原則と例外を明確に記載する体裁とした。
事業者用	申請について	社名が変わる場合、申請はどのようになるか。	申請可とする。社名変更後、変更申請を提出ください。
事業者用	値引きについて	繰り越し処理を実施し、実績一覧表の請求金額がマイナスの表示があってもよいか。	マイナス分は次月に値引いた金額として記載してください。合計値引き金額が2,000円以下であれば問題ないが、次月に当該消費者等が退去、又はガス利用金額が繰越額より少額となった場合は、支援金額が2000円より減額となるリスクがあることは、ご承知ください。
事業者用	申請について	管理番号は枝番号を付けるとシステム上一致しないがよいか	可とする。
事業者用	申請について	実績一覧表はフォーマットを変更してもよいか	可とする。
事業者用	申請について	交付申請書と実績報告書は片方Webで片方紙でもよいか	可です。
事業者用	申請について	①実績一覧表の必須項目は？ ②管理番号が無い、氏名ではだめか ③抽出検査の際、手書き伝票の控えを送ってもよいか	①管理番号、市町村、各月の値引き額、値引き前または値引き後の金額、値引きの合計金額 ②任意で番号をつけていただきたい。氏名は個人情報のため記載は控えていただきたい ③問題ない
事業者用	値引きについて	○月請求金額：3000円 支払い額：5000円 ガス料金請求額3000円の月に、5000円と現金で余分にお支払いしていただいている。 この2000円分を次月の請求額から精算すると、次月が3000円だった場合、請求金額が1000円になり支援金値引きが2000円の上限まで引けない。2か月に分けたくない9月のみの精算にしたい。	現金での料金支払の場合、領収書等で確認が取れれば、対象になります。お尋ねのケースでは、次月に支援金の2000円分を優先的に値引きをしていただき、その後の不足分の1000円にお客様の繰越分を充当していただく方法で対応をお願いします。お客様の繰越分残りの1000円は翌々月の料金への充当をお願いします。